

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業理念である「人と組織の強い繋がり、輪を広げ、働くエネルギーに満ち溢れた社会を創り出す」に基づき、求人企業および求職者をはじめ、社会に貢献するサービスを提供することで、当社に関わるあらゆる方々からの信頼を得ることが重要であると認識しております。

経営の健全性、透明性及び効率性を推進し、株主、求人企業、求職者、従業員及び社会の信頼に応え、将来に向けて持続的に発展する会社となるために、当社では、全役職員がそれぞれの求められる役割を理解し、法令順守のもと正確かつ迅速に、適正かつ効率的に経営活動に取り組めるよう取締役会、監査役会、経営会議、プロセスオーナー会議を中心として、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、強化に取り組んでおります。

当社の企業理念につきましては、「インターワークス企業理念」として、当社ホームページ上 (<http://interworks.jp>) において公開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#####

【原則4-8】については新規に追加いたしました。

新規記載項目につきましては、項目番号の前に●印を付与しております。

#####

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使を可能とするための環境作りおよび招集通知の英訳につきましては、海外投資家の比率等が減少した事を受け、本年度の導入を見送りました。これらの推移ならびに費用対効果を勘案しながら、検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載としております。これは議決権のある株主を特定する際の混乱を避けるためであります。今後は、実質的な株主の要望および信託銀行等の動向を注視しつつ、議決権の行使等に関するフローを検討してまいります。

【原則2-3】ならびに【補充原則2-3-1】

サステナビリティに関する課題について、具体的な手法、開示できるような課題を明確にした上で当社に取り組むべき内容を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

招集通知の英訳につきましては、海外投資家の比率等の推移を勘案し、検討してまいります。

【原則4-2】ならびに【補充原則4-2-1】

業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、費用対効果を勘案し、現状にあった設定を検討してまいります。

●【原則4-8】(2016年6月28日追加)

現状、当社の独立社外取締役は1名であります。社外取締役独自の視点により各役員との意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。独立社外取締役候補者は、当社グループの経営理念を理解いただけること、当社グループの発展に寄与する知識・経験を有するし、一定以上の見識を有するものであるべきと考えており、独立性のみを目的とした独立社外取締役の増員は考えておりません。今後、独立性の確保の必要性に応じて更なる候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会は毎年1回、取締役会の実効性について分析・評価を実施いたしました。この分析・評価により取締役会の判断ならびに会議運営の方法について、実効性を確保していくように努めてまいります。結果の概要を開示することにつきましては、具体的な手法・改善の状況を勘案して今後の検討課題としてまいります。

上記を除くコーポレートガバナンス・コードの各原則については実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

政策株式を保有する場合は資産価値の長期的な向上および、企業の総合的な取引関係の維持・強化を目的として中長期的に企業価値の向上に有益であるかどうかにより保有を決定する方針としております。

政策株式に係る議決権行使にあたっては、中長期的な視点での投資先企業の企業価値の向上や持続的な成長を促す観点から、賛否を判断してまいります。

【原則1-7】

当社および、当社グループ会社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、年度初めの取締役会において通常発生する営業取引について年間の取引枠を設定し決議いたします。その他の関連当事者取引の際に取締役会決議を必要といたします。このような運用を行うことで関連当事者取引を経営会議もしくは取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

- 【原則3-1】
- (1) 当社の目指すところについては、「インターワークス企業理念」ならびに「Mission」、「Vision」として、当社ホームページ上において公開しております。
- (2) 当社における本コードのそれぞれの原則に踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書1の基本的な考え方に記載のとおりであります。
- (3) 経営陣の報酬については、成果主義の理念の元、職責や業績貢献度を適正に評価した上で当社グループの業績マーケット水準等を考慮して適切な評価を行ってまいります。
- (4) 当社は、経営幹部の専任と取締役・監査役候補の指名については取締役会が決定しております。経営幹部の選任については一定の候補者の中からその評価や業績等を踏まえて選定し候補者を決定する透明性の高い手続きを策定しております。取締役候補の指名にあたっては取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視し十分議論の上、最終的に取締役会で決定しております。監査役候補の指名は、当社取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、決定しています。
- (5) 当社では、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、その理由を株主総会参考資料の中で説明しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会では、法令および提案に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」として定めております。業務執行において、経営の客観性および透明性を確保しながら当社の経営理念に照らし合わせた意思決定を行うように明確に定めております。

【原則4-8】

現状、当社の独立社外取締役は1名であります。社外取締役独自の視点により各役員との意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。独立社外取締役候補者は、当社グループの経営理念を理解いただけること、当社グループの発展に寄与する知識・経験を有するし、一定以上の見識を有するものであるべきと考えており、独立性のみを目的とした独立社外取締役の増員は考えておりません。今後、独立性の確保の必要性に応じて更なる候補者の選任を検討してまいります。

【原則4-9】

独立社外取締役の選任にあたり、会社法上の社外要件に準拠していること、上場証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たすこととしております。

また、社外取締役の選定にあたっては、取締役会および社外取締役による会議を通じて取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役の指名にあたり、当社では、業務領域において、各事業分野における経営に強みを持ち、経営管理に適した人材等のバランスに配慮しております。また当社グループとしての事業領域にマッチし取締役会に対する知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するように進めております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役ならびに、社外監査役の他社の役員との兼務状況については、株主総会招集ご通知ならびに、東京証券取引所の定める独立役員届出書を通じて、兼務状況を毎年開示、更新を進めております。

【補充原則4-11-3】

取締役会は毎年1回、取締役会の実効性について分析・評価すること実施いたしました。この分析・評価により取締役会の判断ならびに会議運営の方法について、実効性を確保していくように努めてまいります。結果の概要を開示することにつきましては、具体的な手法・改善の状況を勘案して今後の検討課題としてまいります。

【補充原則4-14-2】

当社では、取締役・監査役に対して上場会社の役員として習得しておくべき知識の習得および期待される役割と責任の理解促進に努めております。また社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、当社グループの事業内容を理解する機会を継続的に提供しております。取締役については、内外の講師による講習会や社外セミナーに参加する機会を設け、法的、社会情勢などの知識の習得、取締役の役割と責任の理解に努めております。

監査役については、取締役と同じく必要知識の習得および監査役の役割と責任の理解に努めております。

【基本原則5】

当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家との積極的且つ、建設的な対話は必要不可欠であると認識しております。そのために、IR体制の整備を進め、ステークホルダーに当社の経営戦略に対する理解を深めていただく機会の創出に努めてまいります。

年2回の決算説明会を開催するとともに適時に個人投資家説明会を実施し、経営トップ自らの言葉で株主・投資家に現況および経営戦略を伝えていくほか、個別に機関投資家との面談の機会を持っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アミューズキャピタル	3,521,800	36.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	863,400	8.84

株式会社アミューズキャピタルインベストメント	750,000	7.68
中山 晴喜	400,000	4.10
有馬 誠	200,000	2.05
野村信託銀行株式会社(投信口)	196,400	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	134,600	1.38
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	132,400	1.36
MSIP CLIENT SECURITIES	124,600	1.28
雨宮 玲於奈	120,000	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西本 甲介	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西本 甲介	○	株式会社リョーサンおよび、いちごグループホールディングス株式会社の社外取締役であります。 西本甲介氏は、過去に、当社の取引先である株式会社メイテックフィルダーズの業務執行者でありました。当社と同社との間に取引関係がありますが、この取引における当社の平成28年3月期の連結売上高に占める割合は1%未満であります。	西本 甲介氏は、人材業界での代表取締役社長等の要職の経験を当社の取締役会に活かしていただきたく、社外取締役として選任いたしました。 (独立役員指定理由) 当社及び子会社の業務執行者等、主要な取引先、主要な株主、いずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないとの判断から指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

任意の委員会の有無	なし
-----------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期中の会計監査報告を受領するほか、適宜監査の方法を確認し、必要に応じて意見交換を行うなど、会計監査人との適切な連携を図っております。当社は、内部監査担当部門として社長直轄下に内部監査室を組織し、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査室は内部監査を定期的に実施しており、その結果については、監査役と積極的に意見交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告については、内部監査室長を経由して代表取締役社長へ報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
的場 正道	他の会社の出身者													
高倉 潔	他の会社の出身者									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
的場 正道	○		グローバル経営分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外監査役に選任いたしました。 （独立役員指定理由） 当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

高倉 潔		当社の主要株主である株式会社アミューズキャピタルの管理部長であります。	大手銀行における長年の経験を有しており、財務および会計に関する幅広い知見により当社の監査において社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものとして選任いたしました。
------	--	-------------------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の業績と株主価値の向上をはかることを目的とし、内規に基づいて取締役に対し、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員
---------------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の業績と株主価値の向上をはかることを目的とし、内規に基づいて取締役および従業員に対し、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役および監査役への報酬総額およびその内数として社外取締役および社外監査役への報酬総額を有価証券報告書にて開示しております。

平成27年3月期において取締役および監査役に支払った報酬は次のとおりであります。

取締役に支払った報酬(社外取締役を除く) 48,806千円

監査役に支払った報酬(社外監査役を除く) 5,400千円

社外役員に支払った報酬 14,366千円

上記の他に取締役1名については、当社子会社から報酬等の総額として10,100千円を、監査役1名については、当社子会社から報酬等の総額として600千円をそれぞれ支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の業務と責任および実績に応じて勘案し、取締役会が授権された代表取締役社長が決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役へのサポートは、経営管理本部で行い、社外監査役へのサポートは、内部監査室および経営管理本部で行っております。取締役会の資料は、原則として経営管理本部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前

説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会

取締役会は取締役7名のうち社外取締役2名により構成され、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役3名が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。

監査役会

監査役会は監査役3名で構成され、毎月1回開催し、意見交換等を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要に応じて各監査役の立場から意見を述べることで、経営に対する監査機能の強化を図っております。

経営会議

常勤取締役からなる経営会議を原則週1回開催し、重要案件の審議、取締役会決定事項の具体策、新施策やリスク対応等を協議し、経営の意思決定の迅速化を図っております。

プロセスオーナー会議

プロセスオーナー会議は各部門の業務執行代表者で構成され、毎月1回開催し、業務プロセスの適正化及び効率化、業務プロセスにおけるリスク対応及び法令順守状況を審査及び協議し、経営の適正化とコンプライアンスに関する取組みの強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制であると判断したため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化により、招集通知を昨年度実績より1週間早め、早期の発送を実施致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	昨年度実績より3日早期化し、開催日の設定に関しては集中日を避け多くの株主様にご参加いただけるように配慮しております。
その他	招集通知の電子化を実施しており、当社ホームページ等に掲載しております。また、決議通知につきましても、当社ホームページ等に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の各決算発表後(年4回)、代表取締役社長ならびに取締役が当社の概要と強み、成長戦略を説明し、質疑応答を含む説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の各決算発表後(年4回)、代表取締役社長が直接説明し、質疑応答を実施する説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程を制定し、当社を取り巻く、総合人材サービス事業としての大きな責任をもつことを明記しました。その中で、社会的規範となるように目指していくものであります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 法令順守の観点から、これに反する行為等を早期に発見是正するための内部通報制度として、「公益通報の取扱いに関する規程」により、従業員はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には公益者通報窓口へ通報する。また、取締役及び監査役は当該通報者を保護する体制を構築し、監査する。
 2. 内部監査室を社長直轄とし内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努める。定期的な内部監査の結果については、適宜監査役と情報交換を行い、内部監査報告書を代表取締役社長へ提出する。
 3. 当社の従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他について、社内規定等に基づき、基幹システム、又は文書により適切に保存及び管理を行う。
 2. 取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができ、当社の子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「危機管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
 2. リスクマネジメント委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社及び当社の子会社にまたがるリスク管理の具体的施策の実施活動を推進する。
 3. 日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測してこれを計測するとともに、予防に努める。各事業部門に係るリスクについてはリスクマネジメント委員会を通じて取締役会に報告され、迅速かつ適切な措置を講じる。
 4. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議する。
 5. 当社及び当社の子会社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査室が監査を行う。
 6. 有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を随時開催する。これにより機動的に重要事項を審議し、意思決定を行う。
 2. 取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しなければならない。
 3. 取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、これらに沿った具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、定期的に検証する。
 4. 取締役会は、会社及び各事業部門の業務の進捗状況を監督するとともに、より効率的な業務推進体制を構築する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社及び子会社の取締役は、法令及び社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 2. 子会社に対して、取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針を共有し意思決定が効率かつ迅速に行われる事を確保する。
 3. 子会社に対して「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において経営会議での審議、取締役会への付議等を行う。
 4. 内部監査室は、子会社の業務執行及び法令・定款の順守状況やリスク管理状況の確認等を目的として監査を実施する。
 5. 監査役は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 1. 監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき従業員として適切な人材を配置しなければならない。
 2. 監査役の職務を補助すべき従業員につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得る。
7. 当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 1. 監査役の職務を補助する従業員がその業務の遂行に於いては、監査役の指示にのみ従う。
 2. 当該従業員が他の部署の従業員と兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 1. 取締役及び従業員は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報保護管理状況及びその内容等をすみやかに報告しなければならない。
 2. 監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報を受けて、業務執行状況を把握する。
 3. 監査役は報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることが無いよう、規程等を整備する。また、内部通報制度を通じて通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないように規程し運用を行う。
 4. 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は速やかに適切な報告を行う。
 5. 子会社に対して当社に設置されている公益者通報窓口の存在及び利用方法等を周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図る環境を提供する。
 2. 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対あってはならないと考えております。当社の役員、正社員および契約社員等会社内での職制、職階、性別を問わず、会社の業務に従事するすべての者は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示していく考えでおります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記考え方のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。また、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理本部と定めており、弁護士から適宜、指導・アドバイスを受ける体制になっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーに対し、当社グループへの理解を深めていただくため、企業の情報ならびに財務に係る情報を適時性・公平性・正確性の観点より積極的に開示し、法令及び東京証券取引所が定める適時開示規則に沿って情報開示を行います。

インサイダー取引防止に関する規程

当社では、「インサイダー取引防止規程」を設け、インサイダー取引禁止および、情報管理の徹底を図っております。入社時研修や、年間の研修に織り込み、当該規程の周知徹底に努めています。

